

拉致問題の周知・啓発に係る映像制作業務
委託公募型プロポーザル実施要領

川 口 市
(福祉部福祉総務課)

1 目的

拉致問題の一日も早い解決を目指し、広く市民の関心を喚起することを目的として、本市の周知・啓発活動などに係る映像を制作するにあたり、専門的な知識と豊富な経験・発想力を有する事業者を選定するもの。

2 業務委託に関する事項

(1) 業務名

拉致問題の周知・啓発に係る映像制作業務委託

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容

別紙「拉致問題の周知・啓発に係る映像制作業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

なお予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があり得るものとする。

(5) 提案限度額

4,328,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

本委託業務の契約締結に係る限度額であり、この範囲内の見積額で予算見積調書が提出された場合に選考委員会への参加が可能である。

見積額が限度額を超えた場合は失格とし、審査自体を行わない。

3 参加資格に関する事項

以下の要件を全て満たす者を本業務の参加者とする。

(1) 令和8年6月1日時点で令和8年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。

※ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。

(4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 本業務（広報・広告・映像制作業務）と同様の業務について、これまでに国・県・市等の公共団体から受託した実績があること。

4 スケジュール予定（年次は令和 8 年）

項目	時期
参加表明書及び募集要領等の公告 (川口市HPに各書式掲載)	6月5日(金)
参加表明書等の提出期限	6月15日(月)
質問受付期間	6月15日(月)
質問回答日	6月18日(木)
一次審査結果通知	6月18日(木)
企画提案書等提出期間	6月29日(月)
プレゼンテーション審査 ※場所川口市役所第三庁舎地階	7月8日(水) 7月9日(木)午後(予備日)
選定結果通知	7月13日(月)
契約締結	7月17日(金)

5 参加申請

- (1) 参加表明書等の受付期間
令和 8 年 6 月 15 日 (月) 17 時まで(必着)
- (2) 申請方法

「13 担当課」まで、持参又は郵送により提出。
持参の場合は、事前に「13 担当課」に連絡すること。
郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。

(3) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 業務実績（様式第3号）

6 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

(1) 受付期間

令和8年6月15日（月）17時まで

(2) 質問方法

質問書（様式第6号）を添付した電子メールを「13 担当課」へ送信すること。

(3) 回答

令和8年6月18日（木）までに、川口市ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年6月29日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

「13 担当課」まで、持参又は郵送により提出。
持参の場合は、事前に「13 担当課」に連絡すること。
郵送の場合は書留等配送記録が残る方法とし、提出期限内に必着のこと。

(3) 提出書類

- ア 企画提案書（正本1部・副本5部）
- イ 業務委託見積書（任意様式）（正本1部・副本5部）
- ウ 業務実施体制（様式第5号）（正本1部・副本5部）

(4) 企画提案書等作成にあたっての留意事項

ア 企画提案書

- (ア) 1事業者につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合は、失格とする。
- (イ) 本プロポーザルは、提案者の考え方、構想を問うものであり、文書等は簡潔明瞭に記載すること。文字数については指定しないが、文字は10ポイント以上とすること。
- (ウ) 提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認められない。
- (エ) 「9 評価項目及び評価基準」の項番に沿って容易に採点できるように作成し、映像の構成をわかりやすく記載すること（絵・写真コンテ等も使用可）。

- (オ) 提案限度額内で制作できる動画の数量を明確に記載すること。
- (カ) 作成した動画を広く周知するための効果的な手法及び要する費用を別途提案するものとする。(費用については、2 業務委託に関する事項(5)提案限度額には含まない。)
- (キ) 表紙には「拉致問題の周知・啓発に係る映像制作業務委託」と記載すること。
- (ク) 提出する際には、様式第4号を併せて提出すること。

イ 業務委託見積書

- (ア) 任意様式とし、あて先は「川口市長」、件名を「拉致問題の周知・啓発に係る映像制作業務委託」とすること。
- (イ) 消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。
- (ウ) 追加提案した業務を含め、業務遂行に必要な全ての作業項目及び経費を見積るものとし、人工・回数・単価等がわかるように記載すること。

8 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 選定手順

一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）により行い、次の評価項目に従い選定する。

(2) 一次審査

提出された書類により参加資格を確認し、参加資格の有無を通知する。

ア 審査基準

「3 参加資格に関する事項」に定める参加資格に関する事項を満たしていること。

イ 審査結果の通知

審査結果については、令和8年6月18日（木）までにプロポーザル参加表明書（様式第1号）に記載されたアドレスへメールで通知する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査を通過した者について、企画提案書等の内容についてプレゼンテーションを行い、「拉致問題の周知・啓発に係る映像制作業務委託業者選定委員会」（以下、委員会という。）が審査を実施する。

ア 審査の方法

- (ア) 評価は参加事業者ごとに「9 評価項目及び評価基準」に基づき行う。
- (イ) 評価の合計点が最上位の者を優先交渉権者として決定し、次に得点の高い者を次点交渉権者として決定する。
- (ウ) 最高得点に同数があつた場合は、委員会が多数決により決定する。
- (エ) 参加事業者が1社の場合も選定を行う。
- (オ) 優先交渉権者が何らかの理由により契約が不可能となった場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とする。

(カ) 審査を行った委員の合計点が満点の点数の6割に達しない場合は、その参加事業者を不合格とする。

イ プレゼンテーションの方法

(ア) プレゼンテーションの実施予定日は「4 スケジュール予定」のとおり。

(イ) 会場及び時間等の詳細については別途通知する。

(ウ) 出席者（説明者）については、業務責任者及び本業務を主に担当する者3名以内とする。（パワーポイント等の操作者含む）

(エ) プレゼンテーションは概ね40分とする。（説明25分 質疑15分）

(オ) 当日、企画提案書を拡大したパワーポイントの使用は可とするが、追加資料等の持ち込みは禁止する。

(カ) パソコン、プロジェクター等の持込みは禁止する。パソコンを使用する場合は本市で用意したパソコンを使用すること。

(キ) プレゼンテーションは、参加表明書等を不備なく提出したと認められた者から順に行う。

ウ 参加事業者の失格

次の事項のいずれかに該当する参加事業者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加申込及び提案書類を無効とする。

(ア) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 見積額が限度額を超えている場合

(エ) プレゼンテーションに参加しなかった場合

(オ) 選定の公平性を害する行為があった場合

(カ) 提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

9 評価項目及び評価基準

評価項目	評価の視点	配点
1 会社の業務実績	・過去5年間（令和3年度から7年度）において、国、県、市等の公共団体から本業務（広報・広告・映像制作業務）と同様の業務を受託した実績	10点
2 本業務の実施体制	・過去5年間（令和3年度から7年度）において、本業務の業務責任者及び本業務を主に担当する者における本業務（広報・広告・映像制作業務）と同様の業務の実績 ・適正な人員配置で本市の指示に柔軟な対応が可能か	20点

	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応について、協力、支援体制が確保されているか ・本委託業務で扱う個人情報について、受渡方法や受領後の管理方法は適切であるか 	
3 提案内容	<p>【業務の理解度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や川口市における拉致問題の現状について、十分に認識しているか ・本委託業務の目的、実施条件、内容の重要度及び難易度等を的確に反映した内容となっているか <p>【動画について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画の本数及び再生時間は、本業務の目的に沿っているか。 ・PR効果の高い内容・構成となっているか。 <p>【周知について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成した動画を周知するための効果的な手法及び要する費用が提案されているか。 	50点
4 質疑に対する的確な応答及び本業務への意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案との整合性、論理性 ・柔軟な姿勢、熱意、責任感 	10点
5 提案金額	<ul style="list-style-type: none"> ・提案金額に応じた点数を付与する。 ※提案限度額の3分の2の金額を下回った場合は大幅に妥当性を欠くと判断し、0点とする。 	10点
合 計		100点

10 結果の公表

選定結果については、本市ホームページで公表するとともに、令和8年7月13日(月)までに参加申請のあった全事業者に通知する。ただし、優先交渉権者以外の事業者を特定できる情報は一切公開しない。また、結果についての異議の申し立ては一切受け付けない。

11 契約条件について

- (1) 優先交渉権者に選定された事業者は、速やかに本市と契約交渉を開始する。
- (2) 優先交渉権者は、契約交渉が整い次第、改めて見積書を市に提出するものとする。

この場合において、当該交渉により対象業務が減少した場合は、対象業務の減少に伴う費用を減じた額を見積書に記載すること。

- (3) 本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
ただし、あらかじめ本市から書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 優先交渉権者との契約交渉過程において、業務の遂行が困難であることが判明した場合は、交渉を打ち切り、次点交渉権者との契約交渉を開始することがある。
- (5) 優先交渉権者（優先交渉権者との契約交渉を打ち切った場合の次点交渉権者を含む。以下同じ。）との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。
- (6) 優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立せず、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合、または契約不成立により本市に障害が生じる場合には、契約相手方である事業者に対して入札参加停止措置を行うことがある。

12 留意事項

- (1) 本件は、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (2) 本要領及び関連情報については川口市ホームページ（タイトル「拉致問題の周知・啓発に係る映像制作業務委託に係る公募型プロポーザル募集」）にて閲覧に供する。
- (3) プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びに委員会への参加費用は全て参加者の負担とする。
- (4) 提出書類等は返却しない。
- (5) 提出後における参加表明書、企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の業務責任者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (6) 本市は提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとする。
なお、公表の際の使用料等は無償とする。
- (7) 提出書類は川口市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (8) 企画提案書等の作成のために本市から受領・ダウンロードした資料は、本市の許可なく公表及び使用することはできない。
- (9) 郵便・電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (10) やむを得ない事情により、委託業務の期間が変更となる場合、その際に係る費用については、市と協議することとする。
- (11) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

13 担当課

川口市福祉部福祉総務課庶務係（担当：大橋、八木）
所在地：川口市中青木 1-5-1 川口市役所第三庁舎 4 階
（郵送の場合の郵送先：〒332-8601 川口市青木 2-1-1）
電話：048-259-7929
F A X：048-251-1877
E メール：083.01000@city.kawaguchi.saitama.jp